

球磨村しごと創生交付金交付要綱

平成 28 年 5 月 16 日

告示第 57 号

(通則)

第 1 条 球磨村しごと創生交付金（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、球磨村補助金等交付規則（平成 3 年 3 月 1 日規則第 1 号）に定めるもののほか、本要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この交付金は、球磨村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき村内事業者等が実施する、社会的ニーズや地域資源を活かした事業への参入若しくは事業拡大に対し、その経費の全部又は一部を交付することにより、村内での雇用の拡大を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第 3 条 交付金の交付対象は、次の各号に掲げる事業（以下「交付金事業」という。）の実施に要する経費（以下「交付対象経費」という。）とする。

- (1) 高齢者や障害者など社会的弱者を支援する事業
 - (2) 働く世代を支援しワークライフバランス確保に寄与する事業
 - (3) 球磨村の自然環境や地理的条件などを活用した農林水産事業
 - (4) 球磨村まち・ひと・しごと創生総合戦略に具体的な施策として記載された事業
- 2 各府省庁又は都道府県、その他機関の補助金等（以下「その他補助金等」という。）の対象として交付決定を受けた経費については、交付対象としない。また、その他補助金等の交付対象となる可能性のある経費については、その他補助金等の利用を優先することとする。
- 3 施設整備等のハード事業は、ソフト事業と合わせて実施することにより、ソフト事業のみによる場合に比して十分な効果が見込まれるものを交付対象とし、ハード事業経費が交付対象経費全体の 50%以上を占める場合には、原則として交付対象としない。
- 4 基金等への積立金は、交付対象としない。
- 5 特定の個人や個別事業者に対する給付事業及びそれに類するものは、原則として交付対象としない。

(審査)

第 4 条 交付金の交付対象となる交付金事業は、次の各号に掲げる事項を基準として球磨村しごと創生協議会（以下「協議会」という。）による審査を行う。

- (1) 村内での雇用の創出・確保が期待できること
- (2) 事業の実現可能性が高いこと
- (3) 事業の収益性が確保されており、将来的に自立できるものであること
- (4) 事業実施主体が事業を実施していくための経営能力を有していること
- (5) 地方創生に役立つ人材の確保や育成を目指すものであること

(6) 球磨村まち・ひと・しごと創生総合戦略との調和が保たれたものであること
(交付申請)

第5条 交付金事業を実施する者（以下「交付金事業者」という。）は、交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、村長に提出しなければならない。

2 交付金事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない交付金事業者については、この限りでない。

(交付決定)

第6条 村長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、第4条の規定により協議会でその内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、交付決定通知書（様式第2号）により交付金事業者へ通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 交付金事業者は、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の決定通知書を受けた日から起算して30日以内に交付申請取下げ書（様式第3号）により村長に申し出なければならない。

(申請の変更)

第8条 交付金事業者は、交付金交付の決定の通知を受けた後の事情の変更により、この交付金申請書の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第4号）を提出するものとする。（ただし、交付金事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であると認める場合を除く。）

(交付の変更決定)

第9条 村長は、前条の規定による交付申請の変更があったときは、第4条の規定により協議会でその内容を審査し、交付金を変更交付すべきものと認めたときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、変更交付決定通知書（様式第5号）により交付金事業者へ通知するものとする。

(変更申請の取下げ)

第10条 変更交付決定を受けた交付金事業者は、交付金の交付の変更申請を取り下げようとするときは、前条の変更交付決定通知を受けた日から起算して30日以内に変更交付申請取下げ書（様式第6号）により村長に申し出なければならない。

(交付金事業の中止又は廃止)

第11条 交付金事業者は、交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を村長に提出し、その承認を受けなければな

らない。

- 2 村長は、前項の中止（廃止）承認申請書の提出を受け、中止又は廃止を承認した場合は、その旨を交付金事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第 12 条 交付金事業者は、村長が必要と認めたときは、速やかに遂行状況報告書（様式第 8 号）により交付金事業の遂行状況を村長に報告しなければならない。

（実績報告）

第 13 条 交付金事業者は、交付金事業が完了したとき（交付金事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、交付金事業の完了した日（交付金事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して 30 日以内又は交付金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 9 号）を村長に提出し、交付金事業の実績の報告をしなければならない。

- 2 第 5 条第 2 項ただし書により交付の申請をした交付金事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第 5 条第 2 項ただし書により交付の申請をした交付金事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金の仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した交付金事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第 10 号）により速やかに村長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第 14 条 村長は、前条の実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る交付金事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定する。

- 2 村長は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定したときは、交付確定通知書（様式第 11 号）により交付金事業者に通知するものとする。

- 3 村長は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

（交付金の支払）

第 15 条 村長は、前条第 1 項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に、交付金事業者に対して交付金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

- 2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払いを受けようとするときは、精算払請求書（様式第 12 号）又は概算払請求書（様式第 13 号）を村長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 16 条 村長は、第 11 条の交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 6 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 交付金事業者が、適正化法、施行令又は本要綱に基づく村長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 交付金事業者が、交付金事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
- (3) 交付金事業者が、交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) その他村長が交付決定を取り消すことが適当と認めたとき

2 村長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 本条の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(取得した財産の管理)

第 17 条 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従って効率的に運用しなければならない。

2 交付金事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第 14 号）を備え、管理しなければならない。

3 交付金事業者は、交付金事業の完了後、前項の取得財産等管理台帳を第 13 条に定める実績報告書とともに村長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 18 条 交付金事業者は、取得財産等について、村長が別に定める期間内において、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、交付金事業者はあらかじめ村長の承認を受けなければならない。

2 交付金事業者は、前項の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（様式第 15 号）を村長に提出しなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合には、財産処分収入金報告書（様式第 16 号）を村長に提出し、村長の請求に応じてその収入の全部又は一部を村に納付しなければならない。

3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の施設、機械、器具、備品及びその他の財産とする。

(利用状況等の報告)

第 19 条 交付金事業者は、交付金事業の終了後においても、村長の指示があるときは、交付金事業に係る取得財産等の利用状況等について報告しなければならない。

(帳簿等の整備)

第 20 条 交付金の交付の決定を受けた交付金事業者は、交付金事業の経理について特別の

帳簿を備えるとともに、その内容を証する関係書類を整理し、他の経理と区分して、その収支を明らかにしておかなければならない。当該特別の帳簿とその内容を称する関係書類は交付金事業終了の翌年度から起算して5年間整備及び保管しなければならない。

(交付金事業の検査等)

第21条 村長は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付金事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

番 号
年 月 日

球磨村長 様

(申請者)

住 所 球磨村大字

団 体 名

代表者職名

代表者氏名

印

球磨村しごと創生交付金 交付申請書

平成 年度において、下記のとおり球磨村しごと創生事業を実施したいので、球磨村しごと創生交付金交付要綱第5条の規定に基づき、交付金の交付を申請します。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 交付金事業計画
別紙1「交付金事業計画書」のとおり
- 3 交付金交付申請額

円

(別紙1)

交付金事業計画書

事業の名称	
事業実施主体	
事業の区分 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 高齢者や障害者など社会的弱者を支援する事業 <input type="checkbox"/> 働く世代を支援しワークライフバランス確保に寄与する事業 <input type="checkbox"/> 球磨村の自然環境や地理的条件などを活用した農林水産事業 <input type="checkbox"/> 総合戦略に具体的な施策として記載された事業
事業の概要 (現状と課題、社会的ニーズ、地域資源、等)	
事業の実施期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
事業実施スケジュール	
交付申請額 (積算根拠資料を添付すること)	(1) 交付金事業に要する経費 (2) 交付対象経費 (3) 交付申請額
村内での雇用の創出・確保	
事業の実現可能性	
事業の収益性と将来性	
事業実施主体の経営能力	
人材の確保や育成	
総合戦略との関係	
担当者	(1) 所属 (2) 氏名 (3) 住所 (4) 電話番号 (5) e-mail

様

球磨村長

球磨村しごと創生交付金 交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった事業について、下記のとおり交付することに決定したので、球磨村しごと創生交付金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付金交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付けで申請のあった球磨村しごと創生交付金交付申請書の交付金事業の内容欄記載のとおりとする。
(交付金事業の名称：)
- 2 交付対象経費及び交付金の額は、次のとおりとする。ただし、交付金事業の内容が変更された場合における交付対象経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

交付対象経費	円
交付金の額	円
- 3 交付金事業者は、本決定通知に定めるもののほか交付金に関する法令、球磨村しごと創生交付金交付要綱に従わなければならない。

球磨村長 様

(申請者)

住 所 球磨村大字

団 体 名

代表者職名

代表者氏名

印

球磨村しごと創生交付金 交付申請取下げ書

平成 年 月 日付け第 号で申請した交付申請を、下記の理由により取り下げたいので、球磨村しごと創生交付金交付要綱第7条の規定に基づき申し出ます。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 取下げの理由

(注) 交付金事業の名称は交付申請書に記載した名称と同じものを記載すること。

球磨村長 様

(申請者)

住 所 球磨村大字

団 体 名

代表者職名

代表者氏名

⑩

球磨村しごと創生交付金 変更交付申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、球磨村しごと創生交付金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由

(注) 交付金事業の名称は交付申請書に記載した名称と同じものを記載すること。

(注) 変更後の別紙1「交付金事業計画書」を添付すること。

様式第5号（第9条関係）

番 号
年 月 日

様

球磨村長

球磨村しごと創生交付金 変更交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった球磨村しごと創生事業変更交付申請書について、下記のとおり変更交付することに決定したので、球磨村しごと創生交付金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 変更交付決定の内容

様式第6号（第10条関係）

番 号
年 月 日

球磨村長 様

(申請者)

住 所 球磨村大字

団 体 名

代表者職名

代表者氏名

印

球磨村しごと創生交付金 変更交付申請取下げ書

平成 年 月 日付け第 号で申請した変更交付申請を、下記の理由により取り下げたいので、球磨村しごと創生交付金交付要綱第10条の規定に基づき申し出ます。

記

1 交付金事業の名称

2 取下げの理由

(注) 交付金事業の名称は交付申請書に記載した名称と同じものを記載すること。

球磨村長 様

(申請者)

住 所 球磨村大字

団 体 名

代表者職名

代表者氏名

印

球磨村しごと創生交付金 中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった事業を、下記のとおり中止（廃止）したいので、球磨村しごと創生交付金交付要綱第11条の規定に基づき申請します。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 中止（廃止）必要とする理由
- 3 中止（廃止）後の措置

(注) 交付金事業の名称は交付申請書に記載した名称と同じものを記載すること。

球磨村長 様

(申請者)

住 所 球磨村大字

団 体 名

代表者職名

代表者氏名

⑩

球磨村しごと創生交付金 遂行状況報告書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった事業について、球磨村しごと創生交付金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 交付金事業の遂行状況の概要
- 3 交付金事業に係る収支の概要
- 4 交付金事業の完了予定日

(注) 交付金事業の名称は交付申請書に記載した名称と同じものを記載すること。

球磨村長 様

(申請者)

住 所 球磨村大字

団 体 名

代表者職名

代表者氏名

印

球磨村しごと創生交付金 実績報告書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった事業について、球磨村しごと創生交付金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 交付金交付決定額（変更交付決定があった場合は変更後の額）
交付決定額 円
- 3 交付金受領額及び受領年月日（概算払実績がある場合のみ）
受領額 円
内訳 ①第 回概算払 平成 年 月 日 円
②第 回概算払 平成 年 月 日 円
- 4 決算報告
別紙2「決算報告書」のとおり

(注1) 取得財産等管理台帳（様式第14号）を添付すること。

(注2) 交付金事業の名称は交付申請書に記載した名称と同じものを記載すること。

(別紙2)

決算報告書

【収入】

(単位：円)

経費科目	予 算 額	決 算 額	備 考
交付金			
自己資金			
借入金			
合 計			

【支出】

(単位：円)

経費科目	予 算 額			決 算 額			備 考
	交付金事業に要する経費	交付対象経費	交付金の額	交付金事業に要した経費	交付対象経費	交付金の額	
合 計							

(注) 決算書中、支出の予算額は交付決定額（変更交付決定を受けた場合は変更後の額）をいう。

球磨村長 様

(申請者)

住 所 球磨村大字

団 体 名

代表者職名

代表者氏名

印

球磨村しごと創生交付金 消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった事業について、球磨村しごと創生交付金交付要綱第 13 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 交付金交付確定額
交付確定額 円
(平成 年 月 日 第 号による確定通知額)
- 3 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
円
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
円
- 5 交付金返還相当額 (4 の金額から 3 の金額を減じて得た額)
円

(注) 内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

様式第 11 号（第 14 条関係）

番 号
年 月 日

様

球磨村長

球磨村しごと創生交付金 交付確定通知書

平成 年 月 日付け第 号で実績報告のあった事業について、球磨村しごと創生交付金交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり確定したので、同条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 交付金交付確定額

円

球磨村長 様

(申請者)

住 所 球磨村大字

団 体 名

代表者職名

代表者氏名

⑩

球磨村しごと創生交付金 精算払請求書

上記の件について、球磨村しごと創生交付金交付要綱第 15 条第 2 項の規定に基づき、精算払いを下記のとおり請求します。

記

1 交付金事業の名称

2 精算払請求金額

円

(内訳)

交付金確定額

円

概算払受領済額

円

精算払請求額

円

3 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義 (フリガナ)	

(注) 交付金事業の名称は交付申請書に記載した名称と同じものを記載すること。

球磨村長 様

(申請者)

住 所 球磨村大字

団 体 名

代表者職名

代表者氏名

印

球磨村しごと創生交付金 概算払請求書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった事業について、球磨村しごと創生交付金交付要綱第 15 条第 2 項の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

1 交付金事業の名称

2 概算払請求金額

円

(内訳)

交付決定額 円

既概算払受領済額 円

今回概算払請求額 円

差引残額 円

3 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義 (フリガナ)	

(注) 交付金事業の名称は交付申請書に記載した名称と同じものを記載すること。

様式第 14 号 (第 17 条関係)

取得財産等管理台帳

(交付金事業の名称：)

財産の区分	財産名	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	備考

(注 1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円 (税抜) 以上の財産とする。

(注 2) 財産の区分は、(イ) 施設、(ロ) 機械装置、測定装置、工具器具備品等、(ハ) 無形資産 (ソフトウェア等)、(ニ) 書籍、資料、(ホ) 無体財産権 (産業財産権等)、(ヘ) その他とする。

(注 3) 数量は、同一規格等であれば一括して差し支えない。単価が異なる場合は分別して記載すること。

(注 4) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(注 5) 交付金事業の名称は交付申請書に記載した名称と同じものを記載すること。

球磨村長 様

(申請者)

住 所 球磨村大字

団 体 名

代表者職名

代表者氏名

印

球磨村しごと創生交付金 財産処分等承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった事業により取得した財産等について、下記のとおり処分したいので、球磨村しごと創生交付金交付要綱第 18 条第 2 項の規定に基づき申請します。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 財産名及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

(注) 交付金事業の名称は交付申請書に記載した名称と同じものを記載すること。

球磨村長 様

(申請者)

住 所 球磨村大字

団 体 名

代表者職名

代表者氏名

印

球磨村しごと創生交付金 財産処分収入金報告書

平成 年 月 日付け第 号で承認された財産処分により収入金がありましたので、球磨村しごと創生交付金交付要綱第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 交付金の確定額及び確定通知年月日
- 3 交付対象経費の合計額
- 4 既に収入金又は収益金として返還した金額及び返還年月日
- 5 収入金の合計額

円

(処分した財産及び収入金の内訳)

財産等の名称	数量	取得単価	取得価格	取得年月日	処分年月日	残存簿価	処分による収入金	処分の方式
合計								

- 6 納付すべき金額

円

(算出基礎)

(注) 交付金事業の名称は交付申請書に記載した名称と同じものを記載すること。